

令和 7 年 2 月 2 5 日

見附市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

見附市内を運行する路線バスは、大きく 4 路線運行されており、隣接する長岡市や三条市への移動手段として重要な幹線となっている。

運転手不足等による廃線や減便などが発生しており、維持が難しい状況に直面している。

市内の交通空白地域のカバーをするためにも、現在の路線数を維持していくことが、重要であり、地域間幹線系統確保維持事業を活用し確保につなげる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

見附市内と長岡駅、三条市内とを結ぶ基幹幹線となる路線バスについて、本計画の期間の間、以下の数値を目標とし、維持継続を行う。

運行系統数の維持 4 路線

公共交通空白地域の解消率 97.0%

公共交通の満足度 現況値 (53.6%) 以上

(見附市地域公共交通計画 (P67) 参照)

(2) 事業の効果

幹線系統の運行により通勤、通学及び高齢者の通院等、市外に向けた生活交通が確保される。

さらに、幹線系統から、交通結節点・交流施設を経由し、コミュニティバスや JR と接続することで公共交通網が形成され、外出の促進・地域間交流と活性化、住民の健康増進にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

市内運行系統数の維持

(越後交通 (株))

(見附市地域公共交通計画 (P67) 参照)

路線バスの利便性向上・コミュニティバスとの接続改善

(見附市、越後交通 (株))

(見附市地域公共交通計画 (P52) 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

① 予定している時刻表・運行系統図

別紙の通り

② 運行事業者決定の経緯(地域間幹線系統・地域内フィーダー系統共通)

・当該事業者は市内のバス車庫を管理し、近隣に事業所を有しており、不測の事態(大雨、大雪等)にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる。

・当該事業者は長年にわたり、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、地理等にも明るく、地域住民からの信頼も厚いため、安全・安心な運行が期待できる。

・地元事業者を活用することで雇用や地域経済の安定に資する。

③ 系統ごとの便数について

別紙のとおり(見附市地域公共交通計画 P20 参照)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
公共交通空白地域の解消率・公共交通への満足度運行・系統の維持目標値を設定し、それに対して実績値を基に評価する。(見附市地域公共交通計画 P67 参照)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
「別紙 生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

**14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和３年度第１回活性化協議会 ・前年度事業報告について	令和３年６月２９日
令和３年度第２回活性化協議会 ・次年度予算・事業について	令和４年２月２２日
令和４年度第１回活性化協議会 ・前年度事業報告について	令和４年６月２８日
令和４年度第２回活性化協議会 ・次年度予算・事業について	令和５年３月２３日
令和５年度第１回活性化協議会 ・前年度事業報告について	令和５年６月２７日
令和５年度第２回活性化協議会 ・次年度予算・事業について	令和６年２月２６日
令和６年度第１回活性化協議会 ・前年度事業報告について	令和６年６月２５日

19. 利用者等の意見の反映状況

令和 6 年 6 月 25 日に見附市地域公共交通活性化協議会において合意された。
 令和 6 年度第 2 回活性化協議会 令和 7 年 2 月 25 日
 ・ 幹線系統の運賃値上げによる事項について
 令和 7 年 2 月 25 日に見附市地域公共交通活性化協議会において合意された。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県見附市昭和町 2-1-1

(所 属) 都市環境課

(氏 名) 佐藤 健太

(電 話) 0258-62-1700

(e-mail) tokan@city.mitsuke.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。